

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 15 条に基づく採血事業者に対する指示書（案）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 人 1 回の採血量は、400ml 以下とする。ただし、 <u>成分採血の場合の血漿採取量</u> は、600ml 以下とする。	1 人 1 回の採血量は、400ml 以下とする。ただし、 <u>血漿成分採血の場合</u> は、600ml 以下とする。